

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示 町の区域の変更等
字の区域の新設等

土地改良法による換地処分(二件)

告 示

鳥取県告示第二百一十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による久米地区第五工区の換地処分の公告があつ

た日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	
三江字広畑ケ	同上の区域(昭和五十六年五月三十日現在の地番による。) 三江字広畑ケのうち二四四の一の一部、二四六の一部、二四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三江字才ヶ崎	三江字才ヶ崎のうち二七七の一、二七八から二八一まで、二八二の一、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三江字広畑ケ二四四の一の一部、二四六の一部、二四七の一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字阿弥陀ノ下三六九の一、三七〇、三七一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三江字瓜田二九〇の一、二九〇の五、二九〇の六、二九九の一、三〇〇、三〇一の一及びこれらと一体をなす国有地
三江字瓜田	三江字瓜田のうち二九〇の一、二九〇の五、二九〇の六、二九九の一、三〇〇、三〇一の一、三〇六の一部、三〇八の一部、三〇九の一の一部、三〇九の二の一部、三一〇の一、三一〇の二の一部、三一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三江字保木ノ下四三の六から四三の九まで、三江字才ヶ崎二八〇の一部、二八一の一部、二八二の一の一部、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地、三江字連世のうち三一四の二の一部、三一五の一、三一五の二、三一六、三一七の一部、三一八の一

三江字長ヲサ	部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに三江字長ヲサ三四〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地
三江字長ヲサ	三江字長ヲサのうち三四〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、三江字オケ崎二七七の一、二七八、二七九、二八〇の一部、二八一の一部、二八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字瓜田三〇六の一部、三〇八の一部、三〇九の一の一部、三〇九の二の一部、三一〇の一、三一〇の二の一部、三一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字連世三一四の二の一部、三一五の一、三一五の二、三一六、三一七の一部、三一八の一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字阿弥陀ノ下三六一から三六八まで、三六九の三、三七三の二、三七三の五、三七四から三八〇まで、三八一の二、三八二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三江字前田三八七の二、三八八から三九〇まで、三九一の一、三九一の二、三九二の一、三九二の二、三九三の一、三九三の二、三九三の三、三九三の四の一部、四〇〇の二、四〇〇の三、四〇〇の四の一部、四〇五の三、四〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
三江字阿弥陀ノ下	三江字阿弥陀ノ下のうち三六一から三六八まで、三六九の一、三六九の三、三七〇、三七一の一、三七三の二、三七三の五、三七四から三八〇まで、三八一の二、三八二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
三江字前田	三江字前田のうち三八七の二、三八八から三九〇まで、三九一の一、三九一の二、三九二の一部、三九二の二の一部、三九三の一部、三九三の二の一部、三九四の四の一部、四〇〇の一部、四〇〇の二の一部、四〇〇の三の一部、四〇〇の四の一部、四〇五の二、四〇五の三、四〇六の一の一部
三江字狭間	及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三江字大境	三江字狭間のうち五八一の一の一部、五八四の一部、五八五の一部、五八六、五八六の一、五八七、五八八、五八九の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九一の二、五九二、五九三、五九三の二、五九四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに福本字畑田一五六の一の一部、一五七の一及び一五七の五の一部
三江字明光寺	三江字大境のうち五九七、五九七の一、五九七の二、五九七の三、五九八、五九八次二、五九九、五九九次一、六〇〇、六〇一、六〇一の一、六〇二から六〇六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三江字津田	三江字明光寺のうち六五四から六六一まで、六六三の一、六六三の二、六六四から六六七まで、六六七の一、六六八、六六九、六七〇の二、六七一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三江字津田	三江字津田のうち六〇七、六〇八から六一〇までの一、六一三の一部、六一六の二、六二〇の一、六二〇の三、六二〇の四、六二一の二、六二一の四、六二二、六二二の二、六二三、六二三の二、六二四の二、六二六の一、六二六の三、六二七、六二七の二、六二八、六二八次一、六二九、六二九の一、六二九の二、六三〇の二、六三一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに六一七の一及び六三〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、三江字大境五九八の一部、五九九の一部、六〇〇、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字中曾祿六三二、六三三の一部、六三四の一部、六三四の一、六三七の一部、六三八の一部、六三九の一の一部、六三九の二の一

<p>三江字中曾祿</p>	<p>部、六四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、福本字ツムリ田二の三、三、四の二、四の三、五の二、六の三、七の二、九の三、一〇の二、一一の二、一二の二及びこれらと一体をなす国有地、福本字石立一四の一及びこれと一体をなす国有地並びに尾田字天王前五の一及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>三江字溝ヌケ</p>	<p>三江字中曾祿のうち六三二、六三三の一部、六三四の一部、六三四の一、六三五の一部、六三七の一部、六三八の一部、六三九の一部、六三九の二の一部、六四一の一部、六四四の一部、六四七の一部、六五一から六五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに六四二と一体をなす国有地の一部以外の区域、三江字大境五九九の一部、六〇一の一部、六〇一の二の一部、六〇二の一部、六〇三、六〇四の一部、六〇五の一部、六〇六及びこれらと一体をなす国有地、三江字津田六〇七、六〇八から六一〇までの一部、六一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一七の二と一体をなす国有地の一部、三江字明光寺六五五から六五七までの一部、六六〇の一部、六六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字右曾祿七〇六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに尾田字天王前の一の一部、四の一部、五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三江字石曾祿</p>	<p>一部、六六七、六六七の一、六六八、六六九、六七〇の二、六七一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三江字右曾祿六八八の一部、六八八次一、六八九の一部、六八九次一の一部、六九〇、六九一の一部、六九二の一部、六九六の一部、六九六次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三江字法師垣</p>	<p>三江字石曾祿のうち六八八の一部、六八八次一、六八九の一部、六八九次一の一部、六九〇、六九一の一部、六九二の一部、六九六の一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三江字中曾祿六三五の一部、六四一の一部、六四七の一部、六五一から六五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四二と一体をなす国有地の一部、三江字明光寺六五四、六五五から六五七までの一部、六五八、六五九、六六〇の一部、六六一の一部、六六三の一部、六六四の一部、六六五、六六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三江字澤七一一、七一一の二の一部、七一一の三の一部、七一一の四の一部、七一一の五の一部、七一一の六の一部、七一一の七の一部、七一一の八の一部、七一一の九の一部、七一一の十の一部、七一一の十一の一部、七一一の十二の一部、七一一の十三の一部、七一一の十四の一部、七一一の十五の一部、七一一の十六の一部、七一一の十七の一部、七一一の十八の一部、七一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>三江字澤</p>	<p>に三江字木路ヶ崎七九七の一部、七九八の一部、七九八の一、七九九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>三江字木路ヶ崎</p>	<p>三江字澤のうち七一一四、七一一五の一部、七一一五の一、七一一五の二の一部、七一一五の四、七一一六の一部、七一一八の一部、七一九九の一部、七二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三江字管ヶ谷口のうち七四〇の一部、七四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに七三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、三江字石曾柵六九六から六九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字法師垣七四二の一部、七四二の一の一部、七四二の二の一部、七四二の三の一部、七四三の一部、七四三の二の一部、七四三の三の一部、七四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三江字片山七七七次一、七七七の二の一部、七七七の三の一部、七七八の一部及び七九九の一部</p>
<p>三江字木路ヶ崎</p>	<p>三江字木路ヶ崎のうち七九七の一部、七九八の一部、七九八の一、七九九の一、八〇八の一部、八〇八の一の一部、八〇九、八一〇の一部、八一〇の二の一部、八一五の一、八一六の一、八一七の一、八一八、八一九の一、八二〇の一、八二四の一、八二五の一、八二六の一、八二九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、三江字片山のうち七六八の一部、七七二の二から七七七の四までの一部、七七二の一部、七七七次一、七七七の二の一部、七七七の三の一部、七七八の一部、七七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三江字管ヶ谷口七四〇の一部、七四一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三八の一と一体をなす国有地の一部、三江字法師垣七四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三江字小坂ノ上八九〇の四、八九〇の五、八九二、八九四の二、八九五、八九六、八九六の一、八九七及び八九七の一</p>
<p>三江字保木ノ下</p>	<p>三江字保木ノ下のうち四三三の一六から四三三の一九まで以外の区域</p>
<p>三江字人谷</p>	<p>三江字人谷の全域並びに三江字木路ヶ崎八〇八の一部、八〇八の一の一部、八〇九、八一〇の一の一部、八一〇の二の一部、八一五の一、八一六の一、八一七の一、八一八、八一九の一、八二三の一、八二四の一、八二五の一、八二六の一、八二九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三江字小坂ノ上</p>	<p>三江字小坂ノ上のうち八九〇の四、八九〇の五、八九二、八九四の二、八九五、八九六、八九六の一、八九七及び八九七の一以外の区域</p>
<p>福本字畑田</p>	<p>福本字畑田のうち一五六の一の一部、一五七の一及び一五七の五の一部以外の区域、福本字法大神一三二の二、一三二の三、一三三次一、一三三の三、一三五の二、一三六の一、一三六の三、一三八の一、一三八の七、一三九の七、一四〇の七、一四五から一四九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三江字狭間五八一の一の一部、五八四の一部、五八五の一部、五八六、五八六の一、五八七、五八八、五八九の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九二の一、五九三、五九三の一、五九四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>福本字法大神</p>	<p>福本字法大神のうち一三二の二、一三二の三、一三三次一、一三三の三、一三五の二、一三六の一、一三六の三、一三八の一、一三八の七、一三九の七、一四五から一四九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福本字ツムリ田</p>	<p>福本字ツムリ田の一、一の二、二次一、二の二、二の四、二の五、三の一、三次二、三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二の一、二の三及び三と一体をなす国有地</p>

福本字石立	地の一部
福本字大島	福本字石立のうち一四の一、一八の一部、二三の一部、二四の一の一部、二九次一、三〇の一部、三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福本字ツムリ田のうち一の一、一の二、二次一、二の二、二の三から二の五まで、三、三の一、三次二、三の三、四の二、四の三、五の二、六の三、七の二、九の三、一〇の二、一一の一、一三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、福本字八反坪七二の一部及びこれと一体をなす国有地、福本字大島七三の一部、七三次一、七四の一部、七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三江字津田六一六の二、六二〇の一、六二〇の三、六二〇の四、六二一の二、六二一の四、六二二、六二二の二、六二三、六二三の二、六二四の二、六二六の一、六二六の三、六二七、六二七の二、六二八、六二八次一、六二九、六二九の一、六三〇の二、六三一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
福本字四ノ坪	福本字大島のうち七三の一部、七三次一、七四の一部、七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福本字澤の全域、福本字八反坪のうち七二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、福本字石立一八の一部、二三の一部、二四の一の一部、二九次一、三〇の一部、三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福本字四ノ坪二六、二七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに福本字下神田二八、二八の一、二九、三〇及びこれらと一体をなす国有地の一部
福本字四ノ坪	福本字四ノ坪のうち二六、二七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
福本字下神田	福本字下神田のうち二八、二八の一、二九、三〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
志津字コカ谷	志津字コカ谷のうち一の一部、一一の一部、一一の二の一部、一一の三、一一の四の一部、一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、志津字大町一四の二の一部及びこれと一体をなす国有地、志津字長江二四六次一、二四六の二、二四七及びこれらと一体をなす国有地、志津字長江二四六次一、二四六の二、二四七及びこれらと一体をなす国有地、志津字長江二四六次一、二四六の二、二四七及びこれらと一体をなす国有地
志津字長江	志津字長江のうち二四六次一、二四六の二、二四七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
志津字大町	志津字大町のうち一四の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、志津字コカ谷一一の一部、一一の二の一部、一一の三、一一の四の一部、一二及びこれらと一体をなす国有地並びに志津字尾尻八四〇の二
志津字尾尻	志津字尾尻のうち八四〇の二以外の区域
尾田字外輪谷	尾田字外輪谷のうち二一七の一部、二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾田字家ノ上一九九八合併の一部、尾田字穴田二〇九から二一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに尾田字金屋峯二九六の七四及び二九六の七五
尾田字金屋峯	尾田字金屋峯のうち二九六の七四及び二九六の七五以外の区域
尾田字家ノ上	尾田字家ノ上のうち一九五の一部、一九八の一部、一九八(一九九)合併の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	<p>区域</p>
<p>尾田字穴田</p>	<p>尾田字穴田のうち二〇九から二二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾田字家ノ上一九五の一部、一九八の一部、一九八(一九九)合併の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾田字外輪谷二一七の一部、二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾田字ゴ々口二二〇、二二〇の一、二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに尾田字柳谷三二〇の一四及び三二〇の一〇〇</p>
<p>尾田字柳谷</p>	<p>尾田字柳谷のうち三二〇の一四及び三二〇の一〇〇以外の区域</p>
<p>尾田字ゴ々口</p>	<p>尾田字ゴ々口のうち二二〇、二二〇の一、二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>尾田字後谷</p>	<p>尾田字後谷のうち七三の三から七三の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾田字安目五八の一部及びこれと一体をなす国有地、尾田字小鑄物師六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地、尾田字中峯三二三の六並びに志津字コカ谷一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>尾田字中峯</p>	<p>尾田字中峯のうち三二三の六以外の区域</p>
<p>尾田字小鑄物師</p>	<p>尾田字小鑄物師のうち六九の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>尾田字安目</p>	<p>尾田字安目のうち五八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、尾田字大鑄物師六〇の一、六一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに尾田字小鑄物師六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>尾田字大鑄物師</p>	<p>尾田字大鑄物師のうち六〇の一、六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>尾田字屋敷通</p>	<p>尾田字屋敷通のうち一七八、一七九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>尾田字前田</p>	<p>尾田字前田のうち一四九、一五〇、一五二の一の一部、一五二の一部、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに尾田字屋敷通一七八、一七九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>尾田字宮田</p>	<p>尾田字宮田のうち一四三の一部、一四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾田字前田一四九、一五〇、一五一の一の一部、一五二の一部、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに尾田字下モ平ラ二六一次一</p>
<p>尾田字下モ平ラ</p>	<p>尾田字下モ平ラのうち二六一次一以外の区域</p>
<p>尾田字大窪田</p>	<p>尾田字大窪田の全域、尾田字流田三二二の一部、三二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾田字宮田一四三の一部、一四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに尾田字西野三六八の五</p>
<p>尾田字西野</p>	<p>尾田字西野のうち三六八の二、三六八の五、三八二の二、三八二の一二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>尾田字流田</p>	<p>尾田字流田のうち二六の一部、二七の一部、二七の一の一部、二八の一部、三二の一部、三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾田字高下田二三と一体をなす国有地の一部、尾田字天王二四八の一〇三、二四</p>

八の一〇四及びこれらと一体をなす国有地並びに尾田字西野三六八の二及びこれと一体をなす国有地の一部

尾田字天王
尾田字天王のうち二四八の一〇三、二四八の一〇四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

尾田字高下田
尾田字高下田のうち二三と一体をなす国有地の一部以外の区域、尾田字天王前九の一部、一五の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、尾田字流田二六の一部、二七の一部、二七の一の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに尾田字西野三八二の二及び三八二の一

尾田字天王前
尾田字天王前のうち一の一部、四の一部、五の一部、九の一部、一五の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに三江字津田六二九の二及びこれと一体をなす国有地並びに六三〇の一と一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称
三江字連世、三江字片山、三江字管ヶ谷口、福本字八反坪及び福本字澤

鳥取県告示第二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第八工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和五十六年八月十九日現在の地番による。）

徳尾字土手崎

嶋字柏原五の二の一部、六の三、一六の三、二三の二及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字徳尾境二九二の一の一部、二九二の二の一部、二九三の一の一部、二九四の一の一部、二九五の一次一、二九五の一次二、二九五の二及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字土手崎ノ一、三〇三の二から三〇三の三まで、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の二、三〇六の一、三〇六の二の一部、三〇七の一部、三〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字上岸ノ二、三二二の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに徳尾字ハス田三四二の一の一部、三四二の二、三四二の三、三四二の四の一部、三四三の一、三四三の二、三四三の一次一、三四三の三、三四四の一、三四四の二、三四五の一部、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地

宮谷字田中

宮谷字桑木原三七六の一、三七七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、嶋字田中一七六、一七六の一、一七七、一七七の一、一七八、一七八の一、一七九、一七九の一、一八〇、一八〇の一、一八一、一八一の一から一八一の三

	<p>まで、一八二、一八二の四から一八二の四まで、一八三、一八三の一、一八四、一八四の一、一八四の二、一八五、一八五の二から一八五の三まで、一八六、一八六の一、一八六の二、一八七の一、一八七の二から一八七の八まで、一八八の一、一八八の二、一八九の一、一八九の三、一九〇の三、一九〇の五、一九〇の六、一九一の三、一九二の一、一九三の一、一九四の二、一九五の一、一九六の一及びこれらと一体をなす国有地、嶋字青木二〇三の一、二〇三の二の一部、二〇三の四、二〇三の六の一部、二〇三の七、二一六の一部、二一六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字村上土居二一七の一、二一八、二二〇、二二三、二二四の二、二二五、二二六、二二六の一の一部、二二六の二の一部、二二七、二二八、二二八の一、二二九から二三二までの一部、二三五の一の一部、二三五の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年八月十九日現在の地番による。）</p>
<p>徳尾字上岸ノ一</p>	<p>徳尾字上岸ノ一のうち三一四の三、三一五の三、三一八の一、三一八の五、三一八の六から三一八の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>徳尾字上岸ノ二</p>	<p>徳尾字上岸ノ二のうち三二二の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、徳尾字徳尾境二九〇の二の一部、二九一の一の一部、二九二の一の一部及び二九二の二の一部、徳尾字土手崎ノ一 三〇五の一部、三〇六の二の一部、三〇七の一部、三〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字土手崎ノ二 三〇九の二から三〇九の三まで、三一〇の一、三一〇の二の一部、三一〇の三、三一〇の四、三一〇の五の一部、三一〇の六から三一〇の八まで、三一一の一の一部、三一一の四及びこれら</p>
<p>徳尾字南田</p>	<p>と一体をなす国有地、徳尾字上岸ノ一 三一四の三、三一五の三、三一八の一、三一八の五から三一八の九まで及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字ハス田三四二の二の一部、三四二の四の一部、三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに徳尾字南田三二八の三の一部</p>
<p>徳尾字ハス田</p>	<p>徳尾字南田のうち三二八の三の一部以外の区域</p>
<p>徳尾字土手崎ノ二</p>	<p>徳尾字ハス田のうち三四二の二から三四二の四まで、三四三の一、三四三の二、三四三の三、三四三の四、三四四の二、三四五、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>嶋字柏原</p>	<p>徳尾字土手崎ノ二のうち三〇九の二から三〇九の三まで、三一〇の二から三一〇の八まで、三一一の一、三一一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>嶋字柏原のうち五の二の一部、六の三、一六の三、二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、徳尾字徳尾境二九〇の二の一部、二九一の一の一部、二九一の四、二九二の一の一部、二九二の二の一部、二九三の一の一部、二九三の二、二九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字土手崎ノ二 三二〇の二の一部、三二〇の五の一部、三二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字五反田二五の二、二六の一、二七の一、二七の四、二八の一、二九、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字上ミ中坪三七の二の一部、三八から四一までの一部、四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字神田二六八の一部、二七〇の一部、二七一の二の一部、二七二の一、二七三の一部、二七四、二七五の一、二八〇の四及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>嶋字上ミ中坪</p>	<p>嶋字上ミ中坪のうち三一、三一次一、三一次二、三三、三三の二、三三の二、三四、三六の二、三六の二、三七の二、三七の二の一部、三八から四一までの一部、四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに嶋字四反田六五の三、六六の三、六七の三の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>嶋字四反田</p>	<p>嶋字四反田のうち六五の三、六六の三、六七の三の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、嶋字五反田三〇の一部及びこれと一体をなす国有地、嶋字上ミ中坪三一、三一次一、三一次二、三三、三三の二、三三の二、三四、三六の二、三六の二、三七の二、三七の二の一部、三八から四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字村下モ土居九四の一部、九五の一部、九六、九七の一部、九八の二の一部、九九次二及びこれらと一体をなす国有地、嶋字青木二二三の二の一部及びこれと一体をなす国有地、嶋字井古田二四八、二四九の一部、二五二の一部、二五三の一部、二五四の一部、二五七の一部、二五八の一部、二五八の二の一部、二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字神田二六七、二六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>嶋字村下モ土居</p>	<p>嶋字村下モ土居のうち九四の一部、九五の一部、九六、九七の一部、九八の二の一部、九九次二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>嶋字田中</p>	<p>嶋字田中のうち一七六、一七六の二、一七七、一七七の二、一七八、一七八の二、一七九、一七九の二、一八〇、一八〇の二、一八一、一八一の二から一八三の三まで、一八二、一八二の二から一八四の四まで、一八三、一八三の二、一八四、一八四の二、一八五、一八五の二、一八五の三まで、一八六、一八六の二、一八六の三、一八七の二、一八七の三から一八七の八まで、一八八の二、一八八の三</p>
<p>嶋字青木</p>	<p>嶋字青木のうち二〇三の二、二〇三の二の一部、二〇三の四、二〇三の六の一部、二〇三の七、二一三の二の一部、二一六の二の一部、二一六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、嶋字五反田三〇の一部及びこれと一体をなす国有地、嶋字村上土居二三一の一部、二三二の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字井古田二四九の一部、二五〇、二五一、二五二から二五四までの一部、二五五、二五六、二五七の一部、二五八の一部、二五八の二の一部、二五九から二六一まで、二六一の二、二六二、二六二の二、二六二の二、二六三から二六五まで、二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字神田二六八の一部、二六九、二七〇の一部、二七一の二、二七一の二の一部、二七三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>嶋字村上土居</p>	<p>嶋字村上土居のうち二一七の二、二一七の二、二二八、二二〇、二二三、二二四の二、二二五、二二六、二二六の二の一部、二二六の二の一部、二二七、二二八、二二八の二、二二九から二三二までの一部、二三五の二から二三五の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>嶋字井古田</p>	<p>嶋字井古田のうち二四八から二五八まで、二五八の二、二五九から二六一まで、二六一の二、二六二、二六二の二、二六二の二、二六三から二六六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

嶋字神田

嶋字神田のうち二六七から二七〇まで、二七一の一、二七二の一、二七二の二、二七三、二七四、二七五の一、二八〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

宮谷字桑木原

宮谷字桑木原のうち三七六の一、三七七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

徳尾字徳尾境、徳尾字土手崎ノ一及び嶋字五反田

鳥取県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地収良事業に係る久米地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土

地改良事業に係る高草地区第八工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】